

表紙共4枚

健軍じん芥処理

表紙	健軍じん芥処理			図面番号	1/4
図名	表紙			作成年月日	6.1.22
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画主任	管財主任	作成者
					
所属	陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊管理科				

仕 様 書

件 名	健 軍 じ ん 芥 処 理	所 属	健軍駐屯地業務隊管理科
		作成年月日	令和6年1月22日
		作成者名	防衛技官 高橋 侑聖

1 総 則

本仕様書は、「健軍じん芥処理」について適用する。

2 場 所

熊本市東区東本町1-1-1 陸上自衛隊健軍駐屯地

3 概 要

本役務は、健軍駐屯地で発生した事業所ゴミの収集運搬及び処理を実施する。

4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書による他、関係法令に基づき実施すること。
- (2) 本役務にて隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合、その原因が本役務に関わると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責を負うこと。
- (3) 本役務の安全管理については、請負業者の負担と責任において実施すること。
- (4) 本役務完了後、検査官立会の上、完了検査を実施する。
- (5) 本役務においての発生材（金属類のみ）は、監督官の指示する場所へ集積すること。
- (6) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施すること。

5 特記事項

- (1) じん芥の区分、予定数量、収集日は下記のとおりとする。

ア 期 間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ じん芥の区分、予定数量及び収集日

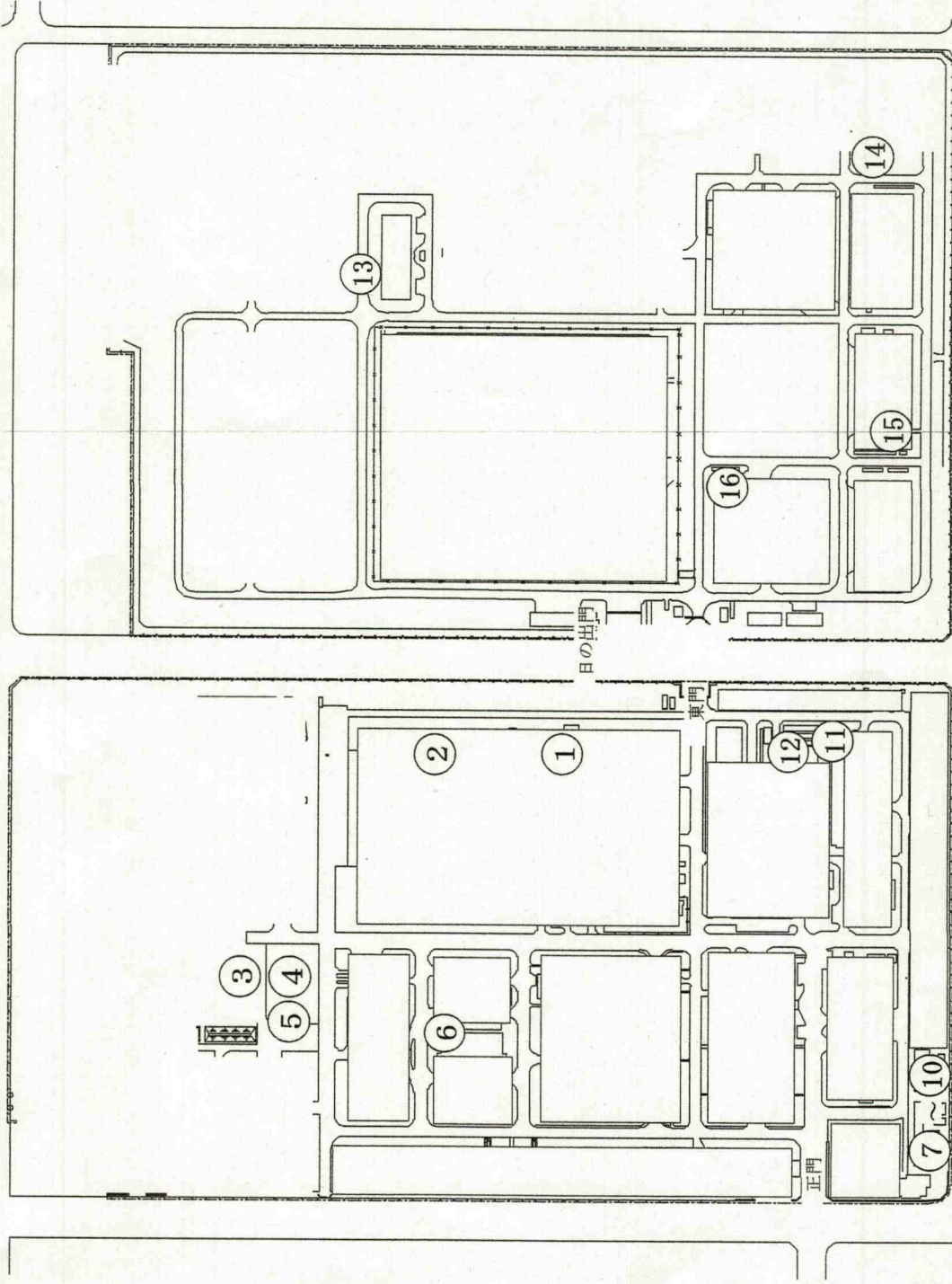
じん芥の区分	予定数量	収集日
可燃物（古紙類は含まない）	200,000kg	毎週火曜日、金曜日
ビン・缶	6,000kg	毎週火曜日
ペットボトル	6,000kg	
不燃物	7,500kg	毎月第4金曜日 (最終処分完了時期により1～3月を行わない場合がある。)
蛍光灯	650kg	
運搬収集（可燃、ビン・缶、ペットボトル）	160台	
運搬収集（不燃物、蛍光管）	15台	

(ア) シュレッダー屑、ダンボール及び新聞・雑誌類の古紙は収集しないこととする。ただし、雨漏れ等によりリサイクルに支障をきたす状態のものについては、可燃物として収集する。

(イ) 不燃物及び蛍光灯は産業廃棄物として処理を行うこと。なお、乾電池は部隊側で別途に収集を行うため、本役務では収集しないこと。

- (ウ) 収集予定日が祝祭日の場合は、翌日に振替えることとし、翌日が土曜日及び日曜日の場合は、その後直近の平日とする。なお、年末年始等の長期休暇期間の際には監督官との協議の上、収集日を調整するものとする。
- (エ) 収集は対象となるじん芥の積み残しがないように行うこと。じん芥の量が多く、一度に積み込みが出来ない場合は、処理施設へ搬入後又は他の収集車で再度積み込みを行うこと。
- (2) 収集箇所は4/4に示すとおりとする。
- (3) 収集運搬及び処分は、請負者の責任のもと実施するものとし、駐屯地内外を問わず安全管理には十分に注意し行うこと。
- (4) 処理施設へ搬入時に発行される計量証明書（計算機器等から発行されるものとし、手書き又はパソコン等で作成されたものは無効とする。）は保管すると共に、毎月一箇月分の集計及び軽量証明書の写しを当該月の収集完了後速やかに提出するものとする。
- (5) 不燃物及び蛍光灯処理に必要な産業廃棄物管理票は請負者側にて準備し、収集の都度監督官へ提示し、交付担当者欄への記入及び確認を受けることとする。
- (6) 不燃物及び蛍光灯処理は、産業廃棄物の最終処分が完了し、一箇月分の産業廃棄物管理票（E票）が提出及び確認された時点で当該月の処理を完了（履行済）とする。なお、提出期限は最終処分事業所から送付された日から10日以内とする。また、令和7年3月31日（月）までに全ての月の産業廃棄物管理票（E票）の提出が完了出来るよう、不燃物等の収集については監督官と調整を行うものとする。

じん芥積庫の場所



件名 健軍じん芥処理

図面名称 収集箇所配置図

図面番号 4/4 作成月日 6. 1. 22

健康駐屯地業務隊 管理科 管理班